

令和4年12月12日
経済環境委員会資料
農林水産部

目 次

【報告事項】

- 1 富山市公民館条例の一部改正に伴う、農林水産部所管条例の一部改正等
について 1 頁

1 富山市公民館条例の一部改正に伴う、農林水産部所管 条例の一部改正等について

[農業振興課]

[農地林務課]

(1) 趣旨

農林水産部所管施設のうち、現状が公民館として利用されている施設について、その利用実態にあわせ、教育委員会所管の公民館として位置付けるため、条例の一部改正等を行うもの。

(2) 内容

ア. 富山市農村環境改善センター等条例の一部改正（農地林務課所管）
条例から対象施設を削除するもの。

対象施設	所在地	備考 (富山市公民館条例)
富山市婦中農村環境改善センター	富山市婦中町羽根 6 番地	富山市立古里公民館
富山市朝日地域農業再編センター	富山市婦中町下条 281 番地	富山市立朝日公民館

イ. 富山市音川交流センター条例の廃止（農業振興課所管）
条例を廃止するもの。

対象施設	所在地	備考 (富山市公民館条例)
富山市音川交流センター	富山市婦中町外輪野 6324 番地 1	富山市立音川公民館

(3) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日